

第 21 期

第 7 回大分県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 2 月 6 日 (月) 10 時 30 分

開催場所 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県庁舎本館 9 階 91 会議室

第 2 1 期大分県内水面漁場管理委員会 第 7 回委員会

- 1 . 開催日時 令和 5 年 2 月 6 日 (月) 1 0 時 3 0 分
- 2 . 開催場所 大分県庁舎本館 9 階 9 1 会議室
- 3 . 出席委員 藤 本 勝 美
飯 倉 速 美
手 島 勝 馬
久寿米木 洋子
北 西 滋
宮名利 光 廣
岩 本 郁 生 (会長、議長)
園 田 賢 文
坂 井 美 穂
- 欠席委員 北 村 東 太
- 農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長
- 漁業管理課 倉橋参事、大石課長補佐 (総括)、中川主幹、大竹主任、
甲斐主任
- 臨席者 なし
- 4 . 議事録署名委員 坂井美穂委員、手島勝馬委員
- 5 . 審議事項及び審議結果
- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 内水面漁場計画について |
| 審議の結果 | 異議のない旨答申することに決した |
| 第 2 号議案 | 第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和 4 年度中間実績
について |
| 審議の結果 | 報告のとおり確認した |
| 第 3 号議案 | 大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護
等に関する規程の廃止・制定について |
| 審議の結果 | 原案のとおり承認することに決した |

6 . 審議概要

参 事

ただいまから第 2 1 期第 7 回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の進行と説明を行います漁業管理課の倉橋です。よろしくお願いたします。はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員 1 0 名中 9 名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第 1 7 3 条による漁業法第 1 4 5 条第 1 項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

それでは、高野審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監

(あいさつ)

参 事

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日使用する資料を確認します。

本日もタブレットを用いて説明しますので、タブレットの中に議案書があるかを確認してください。

前回の委員会で会長からタブレットへの書き込みについて質問があったので、操作を簡単に説明します。

空いたところを長押ししてもらえると、緑のタブが出てきます。その右下の波の形を押した後、動かすと赤字で書くことができますので、それを利用してください。英語で文字が出てきた場合は真ん中の S A V E t o T H I S D A T A を押してください。

また、前回の資料と後日追加で郵送した地図について、本日お持ちいただくようお願いをしていたのですが、進行上新たに資料を用意しましたのでご了承ください。

お手元にあります紙の議案書はタブレットと同じものを用意しております。

タブレットに慣れるためにも是非タブレットを中心にご覧ください。途中で画面が飛んでしまったり不都合があった場合は、議事進行中でも、挙手をお願いいたします。担当者が補助いたします。

それではこれより議事に入ります。

事務規程第 8 条第 1 項により、会長が議長を務めることとなっていますので、岩本会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議 長

議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。坂井委員さんと手島委員さんをお願いします。

それでは議事に入ります。第 1 号議案の「内水面漁場計画につ

いて」を審議します。この議案は、前回の委員会で一度説明をしていますので、おさらいということで事務局は簡単に説明してください。また、前回の委員会で意見が出ていたので、その回答もお願いします。

参 事

議案書の2ページをご覧ください。漁業法第67条第2項において読み替えて準用する同法第64条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次の3ページが知事からの諮問文です。

次の4ページをご覧ください。内水面における漁業権の概要について、確認のためご説明します。

1の内水面における漁業権について、でございますが、漁業権とは、一定の水面において排他的に漁業を営む権利と定義され、本県の内水面における共同漁業権の種類は、第一種共同漁業及び第五種共同漁業の2種類です。それぞれの定義は、第一種共同漁業は「藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業」、第五種共同漁業は「内水面又は農林水産大臣の定める湖沼に準ずる海面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの」となっております。現在、本県では12件の漁業権が各漁業協同組合に対して免許されております。

続いて、2の内水面漁場計画の作成についてご説明します。現在免許されている内水面に係る全ての漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了することから、次期免許期間における漁場計画を作成する必要があり、都道府県知事は5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされています。また、都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、本委員会の意見を聴かなければならないと定められています。このように、漁業権の存続期間に合わせ、本委員会の意見を聴いた上で新たな内水面漁場計画を作成し、免許するまでの手続きが、いわゆる「漁業権一斉切替え」です。

次の5ページをご覧ください。3の免許までの流れです。議案書の図は、令和4年11月から来年度の免許までの主な手続きを示しており、太字になっている箇所が本委員会でご審議いただくものです。

次の6ページをご覧ください。4の「内水面漁場計画の内容について」です。漁業法第63条第1項において、内水面漁場計画の要件が定められています。

ひとつは、「水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」です。これについて

は、国及び県の関係機関に意見照会を行った結果、資料では一部回答まちとなっておりました。こちらにつきましては、条件に関する意見が出されましたが、漁場計画の変更は必要ないと判断し、前回から変更は生じておりません。

もうひとつの要件が「適切かつ有効に活用されている漁業権が、おおむね等しい漁業権として設定されていること」です。

現在免許されている漁業協同組合が「適切かつ有効」に漁場を利用しているかどうか、全漁協に対してヒアリングを行い、漁場の利用状況等が全て「適切かつ有効」であることを確認しました。

次に、「おおむね等しい漁業権」についてです。「おおむね等しい」の範囲は、漁場の現況や利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を考慮して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することとされています。

こうしたことを踏まえ、現在免許している漁業権は、下の表にありますように変更を加えたうえで、すべて「おおむね等しい漁業権」として継続することとしております。具体的な変更箇所をまとめたものが、一番下の表になっております。それぞれの漁場計画の内容については、9ページから16ページまでにのせていますが、詳細な説明については、ここでは省略いたします。

続いて、前回の委員会でのご意見についてです。17ページをご覧ください。まず、一つ目のご意見ですが、漁場の位置及び区域について文言だけでは、わかりにくいというご意見がありましたので、後日、地図を郵送や電子ファイルでお送りいたしました。

図の見方について簡単に説明します。18ページをご覧ください。内共第1号山国川水系です。漁業権の区域の基点の位置を赤色で、漁業権から除外される区域を青色の で示しており、広域の河川図と基点のある位置を拡大した地図とで構成しています。内共第1号では、左上の図にあるように、基点第1号と基点第31号とを結んだ線から赤矢印の方向が漁業権の区域で、右上及び左下の図にあるように、青の矢印で示した箇所が除外区域です。その他の漁業権につきましても、同様の構成です。なお、今回の切替えにおいて区域を変更した箇所はございません。

続いて、資料の30ページをご覧ください。二つ目のご意見です。名称として、大分県では、やまめとあまごの総称の「えのは」を使用していますが、やまめとあまごを河川毎に明記した方がよいのではないかというご意見がありましたので、このことに

ついて県の考えを説明いたします。

結論から申しますと、現行案のとおり「えのは漁業」としたいと考えております。

一般的には太平洋に注ぐ河川の冷水域にやまめ、瀬戸内海に注ぐ河川にはあまごが生息するとされていますが、同じ水系であっても、支流によって種が異なる事例も報告されています。

そこで、当県の生息状況について、過去の文献や水産研究部の調査データ等を確認しましたが、関係河川においてあまご又はやまめのいずれか1種類しか生息していないことを確認した資料を見つけることはできませんでした。つまり、現時点において河川毎の種を決定する根拠がないということになります。

加えて、漁業権は漁業者が排他的に漁業を営むことを目的に設定される権利であるということからも、河川毎の種の決定が困難な現状においては、あまご・やまめの総称である「えのは」と記載することが望ましいと考えています。

なお、資源の枯渇を防止するために義務づけている放流については、漁業権者には生息が確認されている種を放流するよう指導しているところです。

次に、おいかわとかわむつの総称「はえ」についてですが、漁業者は、地域によっておいかわをしろばえ、かわむつをあかばえと呼ぶなどしてわけている場合もありますが、一般的にはどちらも「はえ」とよばれていることから、漁業権の標記としても「はえ」を使用しているものです。これについても、種類の明記をした方がよいのでは。というご意見がありました。

かわむつとおいかわは、同じ河川に混在して生息することもあるようです。また、先ほどの「えのは」と同様に漁具・漁法も類似しており、両者を区別して採捕することが困難なことから、内水面漁場計画に記載する漁業の名称としては、現行案のとおり「はえ漁業」としたいと考えています。

以上が前回出たご意見とそれに対する対応です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。第1号議案についてご質問、ご意見はありませんか。

ご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 　　異議なし。

議長 　　意義がないようですので、第1号議案については原案のとおり

異議ない旨知事に答申することとします。

次に第2号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和4年度中間実績について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事

それでは議案書の31ページをご覧ください。第2号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和4年度中間実績について」を説明します。

31ページの下の方に漁業法の抜粋を載せていますが、「第168条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。

また、「第169条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。」ことになっており、「第2項、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。」とされており、このため、第五種共同漁業権の免許を受けている各河川漁協の増殖事業について、例年、上半期までの中間実績と最終見込みを内水面漁場管理委員会に報告し、進捗状況について確認をいただいているものです。

本県では従前から当該年度の組合経費の30%以上を増殖事業に充てることを義務として河川漁協に課しています。

各河川漁協では、毎年度、漁業権魚種の増殖計画をつくり、県に提出します。これを内水面漁場管理委員会で審議、承認しており、本年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月26日に開催されました第21期第5回委員会でご審議をいただき、ご承認をいただいたものです。

この計画に基づく昨年10月末までの中間実績について、各漁協からの報告を取りまとめて、計画と中間実績を2段書きにしたものが、議案書の32ページと33ページの一覧表です。

最初にこの表の見方についてご説明しますので32ページの表の上をご覧ください。 から までの番号を付しています。

は組合の年間の総経費見込みです。

は増殖事業費です。

が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申

し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

、 は増殖事業費の内訳で、 が放流、 が産卵場造成、 がその他となっていて、計画と実績がそれぞれ2段書きになっています。また、計画、実績とも、上の欄が量で、下の欄に金額を記載しています。

今後の事業予定がある漁協につきましては、3段書きにし、一番下に最終見込みの金額を記入しています。

最後の は各漁協ごとの特殊事情や、今後の増殖事業を記載しています。また、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということもこの欄に記載しています。

さて、 の増殖事業費割合につきまして、各漁協の状況を実績の欄で見ていきたいと思えます。

最初に免許番号1の山国川漁協ですが、 の組合経費については3月末の見込みの数字ですが2,115万6千円で、 の増殖事業費の自己資金の10月末段階の実績が706万9千円で、 の増殖事業費割合が36.2%となっていますので、すでに30%を超えています。

次に免許番号2のうち駅館川漁協ですが、 の組合経費が424万6千円で、 の増殖事業費の自己資金の実績が194万3千円で、 の増殖事業費割合が50.2%となっていますので、30%を超えています。

同じく免許番号2の長洲河川漁協については、 の組合経費が275万円で、 の増殖事業費の自己資金の実績が42万1千円で、 の増殖事業費割合が15.3%となっていますが、 の備考欄の3行目にありますように、今後、産卵場造成を行う予定にしておりますので、最終的な増殖事業費割合は46.9%となる見込みです。

同じく免許番号2の宇佐山郷淡水漁協については、 の増殖事業費割合が81.2%となっていますので、30%を超えています。

次に、免許番号3のうち大野川漁協ですが、 の組合経費が3,998万4千円で、 の増殖事業費の自己資金の実績が575万5千円、 の増殖事業費割合が14.4%となっていますが、 の備考欄の5行目にありますように、今後、あゆの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は30.6%になる見込みです。

次の鶴崎漁協は、 の組合経費が659万5千円で、 の増殖事業費の自己資金の実績が205万4千円、 の増殖事業費割合が31.1%となっていますので、30%を超えています。

免許番号4の番匠川漁協と、次の33ページの免許番号5の堅田川漁協については、の割合が30%を超えています。

次に、免許番号6の玖珠郡漁協ですが、の組合経費が980万7千円で、の増殖事業費の自己資金の実績が140万1千円、の増殖事業費割合が14.4%となっていますが、の備考欄の3行目、4行目にありますように、今後、産卵場造成とえのはの放流を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は31.1%になる見込みです。

次に、免許番号7の日田漁協ですが、の組合経費が6,018万6千円で、の増殖事業費の自己資金の実績が623万2千円、の増殖事業費割合が10.9%となっていますが、の備考欄の5行目にありますように、今後、あゆ、えのはの放流等を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は39.5%になる見込みです。

次の免許番号8の大分川漁協ですが、の組合経費が3,513万3千円で、の増殖事業費の自己資金の実績が696万3千円、の増殖事業費割合が20.5%となっていますが、の備考欄の5行目、6行目にありますように、今後、あゆの放流や産卵場造成を予定しておりますので、最終的な増殖事業費割合は43.2%になる見込みです。

次の免許番号9から12の桂川漁協、宇目町漁協、臼杵河川漁協、津江漁協については、の割合が30%を超えています。

以上のように全ての漁協での増殖事業費割合が30%を超えているか、今後、超える予定となっています。

こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされています。このため、水産庁の指導で、「こいを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

また、「ふな」、「はえ」の種苗の入手が困難であるということから、産卵場造成による増殖を行っています。

以上で中間実績の説明は終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。第2号議案についてご質問、ご意見はありませんか。

ご意見もないようですので、「令和4年度増殖事業中間実績」については、原案のとおり確認したとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、「令和4年度増殖事業中間実績」については、報告のとおり確認したとします。今後も、事務局は各漁協に積極的な増殖を指導してください。

次に、第3号議案「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の廃止・制定について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事 議案書の34ページをご覧ください。

第3号議案「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止、制定について」を説明します。

内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程は、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に大分県内水面漁場管理委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報等について規定しています。

令和3年5月に、社会全体のデジタル化に対応するため、個人情報の保護と官民や地域の枠を超えたデータ流通の両立を図ることを趣旨とする「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これにより、個人情報保護制度の国の全体像が変更されました。

次の35ページをご覧ください。国の変更内容の全体像です。

左下の図をご覧ください。

現行はこのように実施主体ごとに、3本の法律と条令が適用されています。現行の一番右、各地方公共団体の部分が、当委員会の仕組みになり、大分県個人情報保護条例が適用されています。

右側の見直し後の図をご覧ください。今回の改正では、この3本の法律を1本化した改正個人情報保護法を地方公共団体でも使用し、全国的に1本化することになりました。

次の36ページをご覧ください。今回の変更にかかる大分県の例規の整備の内容と当委員会規程との関係を簡単にお示ししています。

個人情報保護法が適用されることにより、「大分県個人情報保護条例」及び、「知事が保有する個人情報保護等に関する規則」が廃止され、新しく、「大分県個人情報保護法施行条例」が令和4年12月12日に公布され、「個人情報の保護に関する法律及び大分県個人情報保護法施行条例の施行に関する規則」が公布予定です。

当委員会の規程は、すべて「知事が保有する個人情報保護等に関する規則」を準用して制定しており、独自規定は設定しておりません。

今回代わりに制定される「個人情報の保護に関する法律及び大分県個人情報保護法施行条例の施行に関する規則」の内容を確認したところ、今回も委員会として独自の規定を作る必要がないと判断いたしました。そのため、今回もこの県の規定をすべて準用する、準用規程といたします。

ただし、県規則がまた交付されておらず確定しておりません。現在の規則案が大きく変更になり、委員会の独自規定を定める必要が生じた場合を除き、細かい変更については事務局で対応することについてご了承をお願いしたいと思います。

次の37ページから39ページに準用元の「個人情報の保護に関する法律及び大分県個人情報保護法施行条例の施行に関する規則」の告示案を載せております。

次に、具体的な制定内容を説明します。次の40ページをご覧ください。規程案は、内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等については、「個人情報の保護に関する法律及び大分県個人情報保護法施行条例の施行に関する規則」の例による。としております。

附則に、施行期日の令和5年4月1日と現行規程の廃止を記載しております。

次の41ページをご覧ください。今回の改正については、大分県報に登載して告示する予定です。これが告示案となります。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

久寿米木委員 内水面漁場管理委員会が保持する個人情報とはどのようなものがありますか。また、それを踏まえて自分たちが気をつけるべき事柄がありますか。

参 事 内水面漁場管理委員会が保持する個人情報は、特に現状では定めたものはないという状況です。これまでも開示請求などがあったことはなく、使用したことはありません。もし、個人情報の請求があった場合などに必要になるため、県の規則に準じて整備しているものです。県の規則もまだ完全にできていない状況です。特に何か気をつけていただくことというのも現状はありません。いままでどおりでよいというところです。

大石総括 補足説明いたしますと、法律上の委員会の任務として、調停と

か紛争の解決等があります。こういった議題を審議した場合、当然、委員会の中で個人情報共有されることになり、その場合は、規程に従って対応することになります。現在扱っている放流実績とか漁業権に関する事などでは該当するものはありませんが、今後生じた場合の対応のために整備しているものです。

議長 放流の報告とかは個人情報に該当しないのですか。

大石総括 組合経費とかは、公表されていますよね。

園田委員 遊漁券を販売するときに個人の住所や氏名を記入してもらうのですが、これも個人情報にあたると思うのですが、これは、各漁協さんが管理するということですね。

議長 今回の議案は、あくまでも内水面漁場管理委員会が保有している個人情報ということですね。

手島委員 遊漁券をフィッシュパスなどを通じてネットで販売しているのですが。売っている人や販売店が管理してもらわないと、漁協の管理の範囲を超えていると思うのですが。

大石総括 県が委託契約を結ぶ時などは、個人情報の管理なども含めて契約しています。おそらくそのように運営会社が管理するようになっているのではないのでしょうか。

議長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。

では、第3号議案について審議いたします。原案のとおり「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規定」を廃止・制定することでご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり承認することとします。

他に何かありませんか。他にないようであれば、私の方から質問をしてよいでしょうか。

今年のしらすうなぎの遡上情報は何か入っているでしょうか。

大石総括 今のところ、鹿児島など採捕が早い県や、台湾などの情報では

あまりとれていないようです。本県でも先月の15日から採捕期間に入りましたが、漁には行っているものの捕れていないという情報しかありません。本県の場合は、例年3月、4月がメインなので、そもそも1月はあまり捕れないのですが。

議 長 先行県もとれていないということですね。

園田委員 その件に絡んでなのですが、先日、県南の山田水産が人工のしらすうなぎの生産に成功したという記事を見ましたが、県として協力していく姿勢はあるのでしょうか。

大石総括 しらすうなぎについては、国が技術開発を実施していますが、生産コスト削減にむけての技術開発がまだ必要です。技術が確立して、大分県の公社等が生産するようになれば、県が支援することもできるようになるかもしれませんが。現状としては、一緒に技術開発などは難しい状況かと思います。

議 長 他に何かありませんか。なければ、これで本日の議事を終了します。スムーズな進行についてご協力いただきありがとうございました。

参 事 ご審議誠に疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第7回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年2月6日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員